

第54回長野県景観審議会議事録

日 時 : 令和2年(2020年)11月9日(月)
午後1時30分から4時00分まで

場 所 : 長野県庁議会棟第1特別会議室

1 日 時 令和2年(2020年)11月9日(月)午後1時30分から4時00分まで

2 場 所 長野県庁議会棟第1特別会議室

3 出席者

(1) 審議会委員(五十音順、敬称略)

赤羽 直美	上原 三知(オンライン出席)	大森 女礼
小坂 禎二	武山 良三	辻井 俊恵
丸山 幸弘		
宮坂佐知子	山口 美緒	

(2) 長 野 県

田中 衛	建設技監
高倉 明子	建設部都市・まちづくり課長
塚本 哲	建設部都市・まちづくり課 企画幹
小口 美里	建設部都市・まちづくり課 景観係長
その他都市・まちづくり課景観係職員	

以下、要旨

(塚本都市・まちづくり課企画幹)

これより第54回長野県景観審議会を開会させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます都市・まちづくり課企画幹の塚本哲でございます。よろしくお願いいたします。

当審議会は、今年4月に委員を改選しましたので、事務局から委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元に名簿を配布させていただきますので、ご参照ください。

なお、池田様と藤澤様は、本日ご欠席ということで連絡をいただいております。また、上原様は所用によりオンラインで15時までのご参加となります。

従いまして、委員総数11名のところ、本日は2名が欠席となり、出席者は9名でございます。よって、委員の過半数の出席が得られており、長野県景観条例第40条第2項に基づき、会議が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

審議会の開会に当たり、建設技監の田中衛よりご挨拶を申し上げます。

(田中建設技監)

(あいさつ)

(塚本都市・まちづくり課企画幹)

次に、本年度の事務局職員を紹介いたします。

(職員あいさつ)

建設技監の田中でございますが、所用がございますので、ここで失礼させていただきます。

会議事項に入ります前に、資料の御確認をお願いします。

本日の審議会の資料につきましては、あらかじめ送付させて頂いているところですが、修正等がございますので、あらためて一式をお手元に配布させていただきます。

(資料の確認)

なお、本会議は公開で行われ、議事録はホームページにおいて公開されます。

議事録作成のため、御発言等の会議内容を録音させていただきますので、ご承知ください。

次に、会議事項(1)「会長の選任」についてお諮りします。会長選出の進行は、長野県建設部都市・まちづくり課長が行います。

(高倉都市・まちづくり課長)

都市・まちづくり課長の高倉明子と申します。会長が選出されるまでの間、私のほうで進行をつとめます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほども申しましたように、今年4月に審議会委員の改選が行われたため、改めて会長を選任していただく必要がございます。

お手元の長野県景観条例をご覧ください。長野県景観条例第38条第1項の規定により、会長は委員の皆様のご互選によってご選任いただくこととなっております。

委員の皆様から立候補あるいはご推薦がありましたら、ご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(小坂委員)

事務局としては、どのように考えていますか。

(高倉都市・まちづくり課長)

ただいま小坂委員から、事務局案を求められました。

事務局としましては、昨年度から引き続き、学識分野の武山良三委員が会長に望ましいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

(一同)

異議なし。

(高倉都市・まちづくり課長)

異議なしとのお声をいただきました。

それでは武山委員に、会長をお願いしたいと思います。

会長には席をお移りいただきまして、ご挨拶のあと、会長代理を指名の上、長野県景観条例第40条第1項の規定により、これ以降の会議事項につきまして議長をお願いいたします。

(武山会長)

(あいさつ)

それでは、長野県景観条例第38条第3項の規定により会長代理を指名いたします。

昨年度に引き続き、赤羽委員に、会長代理をお願いしたいと思います。

(赤羽委員)

(あいさつ)

(武山会長)

それでは、これより会議事項に入りますが、最初に議事録署名委員を指名いたします。

本日は、辻井委員と丸山委員をお願いします。

それでは、会議事項(2)「景観届出制度に係る眺望点の指定について」を議題とします。
事務局から説明してください。

(2) 景観届出制度に係る眺望点の指定について

(都市・まちづくり課 太田主事 資料1-1～1-3により説明)

(武山会長)

ただいま事務局から説明のありました事項につきまして、ご意見、ご質問がありましたら
お願いします。

(上原委員)

眺望点の指定は、ある自治体内の太陽光発電施設がほかの地域からどう見えるか把握する
ために指定するという理解ですが、それでよろしいでしょうか。

(事務局)

資料1-1では太陽光発電施設等ということでお話ししましたが、それに限らず建築物や工
作物なども、対象になれば眺望点から見た完成予想図を提出していただくということござ
います。

(上原委員)

開発の対象となる自治体以外で、その開発がどういう影響があるかということを判定する
ことになると思いますが、審査は県が行うのでしょうか。

(事務局)

まず、景観行政団体以外につきましては、長野県の条例が適用されますので、県、具体的
には建設事務所、規模が相当に大きい場合等一定の場合は本庁で審査をすることになってま
いります。

資料1-3でお示ししておりますが、長野県内は現在、景観行政団体が24団体と今年度移
行予定の市町村が1団体ございまして、25団体となる予定です。そちらについては、各市町
村の条例の中で運用をしていただくこととなります。景観行政団体に対し、眺望点の制度に
ついて、自分たちの景観計画あるいは景観条例の中で、これから盛り込んでいくよう当方か
らお声かけさせていただいており、まだ自分たちの市町村の計画や条例を変えていないとこ
ろもあるのですが、まず眺望点の指定については先に進めたいということで、今回申請いた
だいている市町村もございます。

(上原委員)

私のイメージでは、例えば諏訪湖周において岡谷市で開発があった際に、反対側の景観に影響があることを確認するためにつくったという理解でした。通常、ヨーロッパ等の景観の眺望点というのは、もう少し数が少なくて本当に調整が必要なところだけカバーしていますが、今回の眺望点は非常に数が多いということが心配です。各自治体ではできない、より広域的な視点から景観の影響を事前にチェックし、より総合的に景観に配慮される提案を行うことに特化した方が、意義があると考えます。一つの自治体で複数挙げていると実際開発をしようと思ったときに事業者が調整する労力が非常に増えてしまって、対応が大変だと思いました。

(塚本都市・まちづくり課企画幹)

眺望点の数が若干多いというご感想をいただきましたが、我々とする資料1-1の裏面のとおりに、眺望点からのシミュレーション等新たに追加するものについては、ある程度規模の大きいものに限定をさせていただいているということで、太陽光発電設備ですとか、あるいは建築物だと高さ13メートルを超えて、かつ建築面積が1,000平方メートルを超えるような大規模のものを対象としており、通常の行為についてはこれまで通りの景観届出制度の中で指導を行っております。ただ、こういった大規模なものについてはかなり広範囲での影響があるということで、こういった眺望点を指定してシミュレーションをつくっていただいて、ある程度影響をきちんと確認したいということでやらせていただいているところです。

我々とする、実は上原委員からのご感想とはむしろ逆で、もう少し眺望点のある程度増やして網羅していきたいというのが正直なところです。眺望点ということで、今回申請いただいたところだと、観光地からのいわゆる遠くを見るようなものが多いです。我々とする、例えば白馬村で駅前のところを申請してきていただいておりますが、そういった町の中でも守るべき景観があるようなところについて指定をさせていただいて、そういったところを守るというメッセージを発信していくことと、実際にそういう行為があったときに影響をきちんと確認していきたいということで、むしろもう少し眺望点を増やしたいということを事務局として考えているところです。

(上原委員)

実際には太陽光発電施設の開発計画が出た場合に、この眺望点が多く指定されることでその開発が抑制されるということでしょうか。確認すべき数が増え、作業量が増加するだけで実質的な制限効果が期待できないならもったいないと考えます。

(塚本都市・まちづくり課企画幹)

景観法については、許可や認可ということではなくあくまでも届出ということですので、太陽光発電事業そのものを中止させるといったことはなかなか難しいということがございます。ですので、眺望点を多く指定して守るべき景観をあらかじめ発信することで、その事業者に対して、太陽光発電事業などを計画するときにまずはそういった配慮をしていただくという仕組みを整備したいと考えています。その上で、計画があったときにきちんと住民に対して説明をするような体制を取って、景観を守っていきたくて考えておりますので、太陽光

発電施設等ができるような場所にできるだけ眺望点を増やしていきたいというのが正直なところでございます。

(上原委員)

わかりました。

(高倉都市・まちづくり課長)

都市・まちづくり課長の高倉です。先生がおっしゃるとおり、例えば諏訪湖でいけば、今日は諏訪市の眺望点が出ていますが、岡谷市は出てきていません。結局、諏訪湖の問題というのは、対岸から見たときに例えば諏訪湖から富士見町のほうまで抜けるところの稜線の中に、マンションが建つということで高度地区の規制をかけたという例があって、遠くから見ると非常にあの景観にそぐわない高さのものが出てくるというのも現実としてございます。

ですから、今回の民間の行為の中の景観届出については、眺望点を増やししながら、できるだけ景観を皆さんでも守ってもらうという形がありますが、方向性としてはこのような案件を積み重ねながら、都市計画法で担保できるものとかいろいろあろうかと思っておりますのでうまく組み合わせていきたいと考えております。その中で、眺望点というのは、地域の皆様が愛着のある風景なので、まずは出していただきたいということで、進めていきたいと考えております。

(丸山委員)

眺望点としてざっと見せてもらって、先ほど話のあった白馬駅前の眺望点、これだけ違和感があって、どういう設定だったのかということ質問したかったのですが、先ほど説明していただいて内容は分かりました。

ただ、市街地からの眺望なども非常に重要ですので、太陽光パネルが市街地に設置されるかどうかというのは別問題ですが、高い建物の高さの関係とか突拍子もない障害する建物というのでしょうか、そういうものもあることをPRして、他の市町村さんにもこういう事例を紹介していただきたいと思っております。例えば、駅前から見て山が見えないとか他にもっとあるのではないかなと思っております。

(高倉都市・まちづくり課長)

今、お話いただきました白馬村の駅前ですが、この電柱は山が見える手前にあるということで、電線類の地中化を進めることとしております。いわゆる駅からの目抜きについてはできるだけ障害するものを少なくするというので、こういう駅前も含めて観光地でもあるので、県としてもこういったところは配慮していきたいと考えております。少し方向は違いますが、必要であれば地中化も事業としては可能だということで、またPRもさせていただきたいと思っております。

(辻井委員)

この制度で少しでも、規制とまでは言わないのかもしれませんが抑制になるということで

は、とてもありがたい話ではあるのですが、いくつか疑問点があります。まず先ほど上原さんの話でも出ていましたけれども、道路の1地点に関しては、そこで滞在する場所があるということでしょうか、それとも通過点の1地点なのでしょうかとということです。ほかの場所に関しては、そこに留まる時間があるの景観の話にはなりますが、道路の1地点に関しては、もう少し連続して道路から見えるこの区間という扱いにならないのかなと思うのが1つです。

2点目として、例えばこの眺望点から半径どれぐらいまでが対象となるのか、視線を遮るものがあるまで、ずっと先まで対象になるという場合、その行為地点が眺望点と違う景観行政団体になるという話も多く出てくると思います。また、例えば岡谷と諏訪といった複数の眺望点から見える場所があった場合、眺望点の数や行為地との位置関係によって景観届の提出方法がどうなるのか細かい部分が気になっていて、その辺はクリアにならないと申請する側も大変だと思います。

3点目として、先ほどの白馬のロータリーの話に関連して、目の前にある建物のすぐ裏に平坦に大規模の太陽光のパネルが地面に敷き詰められた場合など、眺望点から見えないといった場合にどういう扱いになるのか、その辺の方向性をお伺いできればと思います。

(事務局)

1つ目について、道路上で例えば車を止めるような場所ですとか人が留まって見るような場所になるのかどうかというご質問かと思えます。現場でその市町村の職員の皆さんと我々で確認させていただいたときも、道路上の交通の安全性という観点や、留まってそこで見るという観点を意識しながら選定はさせていただきました。基本的には、道路上の駐停車場等、車を寄せて止められるような場所やカーブの膨らんだ場所で車を安全に止められるような場所があったり、そういった場所がなくても交通量的にはほとんど車が来ないだろうから5分程度の停車ということであればこの道路上にそのまま止めても問題ないだろうとか、そういった形で判断をしております。

場所によっては、例えばそれぞれの市町村などで観光パンフレットに書いてある場所とか、そういった場所ではなくても地元の方に聞いたりするとここから見る景色がとてもよくてねとか、ここから見る田園風景というのは何かあったりすると嫌なんだよねというお話を伺って選定した場所もございましたので、そういった地点を指定の申請として出させていただいているところでございます。

2つ目について、眺望点が2つ以上ある場合、行為地と眺望点異なる市町村になる場合の景観届出の取扱いに関するご質問かと思えます。まず景観届自体は、その行為が行われた場所の市町村で出させていただくことになります。ですので、例えば先ほど諏訪湖の例がありました、例えば岡谷市で影響予測対象行為に該当する行為が行われたとして、その行為地から半径3キロ以内に諏訪市の眺望点がある場合、その諏訪市の眺望点から見た完成予想図をつくっていただいて、行為地である岡谷市、正確には県の条例が適用されますので諏訪建設事務所になりますが、そちらに書類を提出していただく流れになってまいります。

例えば平地に太陽光パネルなどができて、眺望点から見えないということもあり得るといってお話もあったかと思いますが、眺望点から完成予想図、シミュレーションをつくる際に、

地形で例えば目の前に山があっても全くそこは見えないということであれば、もう見えませんということでもいいということです。ただ、建物があっても見えないとなると、建物は取り壊されて奥が見えたりするということもあり得るので、実際に眺望点から見た完成予想図をつくっていただいて、この建物の先は見えないから景観に関する影響はないということを確認する意味で、届出の添付書類としていただくというところでございます。ですので、影響がないということが分かれば、それもそれで問題ないですねということで、届出を受理する側で判断ができますので、そういった意味でも、この眺望点の指定をしていって、そういった書類を出していただくというのは、判断する上で非常に有用と考えております。

(上原委員)

前の会議のときは各自治体の範囲の話ではなくて、眺望点から見える他の地域の開発に対して何らかのブレーキになるような指標をつくる一環として今回の取組があると思っていました。今回のご説明ではそれが主眼ではなくなったという理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

他の景観行政団体から見える景観についても含んでおりますが、もともとはその地域で見える景観ということですので、行政界をまたぐ・またがないということで考えてはおりません。逆に言うと、今までは例えば岡谷市で行った行為について、諏訪市からの眺望ということは考えていなかったところがありましたがそれも今回は含めて考えるということで、その地域から見える景観と他の地域からの眺望ということも加味して考えております。両方の観点からということでご理解いただければと思います。

(辻井委員)

先ほどした質問の回答の中で、道路上でたまたまカーブがあったとか、止まっても大丈夫そうな場所があるのでその点という話がありましたが、点でなくて例えば眺望点をここからここまでの1キロ内で見える間とすることはできないのでしょうか。特にこういう田園風景が続くような道路というと、その点だけから見えるわけではなくて、そこを通り過ぎていく中で見えるものが一番大きな印象になると思います。山あいからぱっと一瞬見える1地点でのみ大きく景観が変わるというのではなく、この辺りは素敵な田園風景が望めるといった場所であれば、そこはここからここまでの区間が眺望点だというような話があってもよいのではないのでしょうか。道路の1地点、カーブの途中という話はやはり少し違和感があります。もし、その場所が視点場や、ちょっとした休憩所がつけられるという話であればまた別なのですが、そうでない場合は、道路は区間という考え方があってもよいのではないかとやはり思いまして補足させていただきました。

(塚本都市・まちづくり課企画幹)

ただいま委員から意見を頂戴しました点について、実はこの眺望点の検討をする段階でも、そのような考え方も検討しておりました。点ではなくて、例えば路線とか、そういった形の指定ができるかどうかということも検討しましたが、今の制度的にはまずは点ということ

で指定をさせていただいて、例えば道路で指定をする場合については、その1か所だけではなくて、ある程度何か所か指定するという事も考えられます。今の委員からご指摘があったその路線指定ということについては、今後の課題として検討させていただければと考えております。

(山口委員)

例えば御殿場遺跡は、写真の角度の問題かもしれませんがかなり眺望点より上の角度の図示になっておりまして、眺望点から見える角度はどういう設定をされているのかが気になりました。というのは、皆さん現場に行かれて確認されているということですので大きな問題はないとは思いますが、この場で、この書類を基に審議していくということであると、どういった書類がつけられているかはとても大事ではないかと思えます。この写真の角度で審議ができるものなのかどうなのか、それともこの山に対するものだという考え方でいいのかという、角度の統一方法などについてお伺いしたいと思いました。

(事務局)

こちらにつきましては、伊那市からその眺望方向として中央アルプス方面を見るということでお出しいただいているものでございます。作成する際に、例えば上下の角度が何度以内で写真を撮ってくださいとかそういったところまでの指定というのは特になくて、対象物が見えて、事業者の方が届出で眺望点の完成予想図を出すときに判断がしやすいようにという形でお伝えをしております。一応、こちらで写真の撮り方や画素数等、そういったものについてのルールは設けております。

ただ、ご指摘いただいたとおり、写真の上の部分、おそらく伊那市の担当者の方は、中央アルプスを少し強調といいますか、そちらを見るという意味で出しているのかなと思えますが、山口委員さんにご指摘いただいたとおり下の部分が少し見えないというところで、これで判断ができるのかというご疑問もあると思えますので、こちらの写真については伊那市の担当者の方にお話して、例えばもう少し下の部分も含めて撮っていただくとか、事業者の方が届出を出すときに、判断に資するような形で整えていきたいと思えます。

(赤羽委員)

こちらの眺望点のデータは、市町村の方が、皆さん選んでこういうデータをおつくりになったということですね。これから先、市民の方とか、やっぱり目線がみんな違うと思うので、そういうところからのデータも付け加えるという計画はあるのでしょうか。

(事務局)

眺望点のデータについて、データ作成の手引きをこちらでつくってございまして、それを市町村の担当者の方にもお渡しして、この様式でつくってくださいというお話はさせていただいております。建設事務所の職員なども確認した上でこちらに書類が送られてくる形にはなっておりますが、ただ先ほどの山口委員さんのご指摘もありますとおり、まだ徹底されていない部分もあるかと思えます。

ですので、今回本格的に眺望点の指定を始めるのが今年度からということもありますので、今の赤羽委員さんのご指摘を踏まえて、市町村のご担当者の方にも眺望点のデータの作成方法をレクチャーする場を何らかの形で設けるなどして、眺望点のデータに統一感を持たせられるようにしていけたらいいと考えております。

(丸山委員)

何となくイメージが分かってきたのですが、眺望の捉え方について、主に例えば山や市街地というのがあると思いますが、連続している風景の保全という面でもう少し城下町や宿場町といったポイントで眺望点も選んでもらったほうがいいのかなどという気がしています。例えば諏訪の高島城から見た眺望とか、あるいは松本城とか、あるいは伊那にも小さなお城の跡とかありますので、そういうところの眺望点も増えていくといいのかなと感じます。ぜひ、そういうところもポイントとして発掘していただきたいと思います。

(塚本都市・まちづくり課企画幹)

実はこの眺望点について課の中でも話をしまして、眺望点という言い方がどうしても遠くを眺めるというか、丘や山から遠くを眺めるというイメージになってしまっています。我々とする、丸山委員さんからご指摘があったように町並みとかそういったものも含めて指定をしていきたいと考えておりますが、どうしても眺望点という名称から市町村の担当者に与えるイメージがこういったものになってしまったというところがあって、眺望点というよりは、どちらかという視点場という言い方のほうがよかったのかなということも考えています。

ただ、規則に書いてあることなので、眺望点という名前をすぐに変えられませんが、指定に当たっては、そのあたりの我々の意図をきちんと市町村に伝えて、眺望点というよりは視点場ですというような形で、町並みの大事なところの風景とか、そういったところも指定するよう進めていきたいと考えております。

(小坂委員)

もともと63の「信州ふるさとの見える丘」の眺望点として決まっていたものを、今回のこの景観届出制度の中にも取り込んだという理解でいいと思うのですが、これでこの59ヶ所が追加になって122ヶ所ですが、これは完全にこの景観届出制度としての、独自の眺望点という理解でよろしいのかということを確認したいです。

また手続上の問題として、審議会としては、今回この122について景観審議会として考える眺望点ですということで審議しますが、景観法の手続上について仮にその範囲内で何か申請が出てきたときには、景観審議会に諮るわけではなくて、あくまでも各建設事務所や出先機関、あるいは景観行政団体の中での審議に関わることで、そこには我々はタッチしないということでもよろしいのかどうかという確認です。

それから、今もお話がありましたが、市町村から申請を募っている中で眺望点の定義というか、どういう選定基準でどんな形で各市町村から募っているのかということ参考として見せていただくと、こちらとしてもどういう基準で選んでいるのか、あるいは眺望点をどう

いう定義で対応しているのかということが分かるのかなと思ったので、もし資料等があれば、また添付等をしていただければと思いました。

(事務局)

1つ目のご質問につきまして、63ヶ所ある「信州ふるさとの見える丘」につきましては、昨年度の時点で眺望点ということでの指定をさせていただいておりまして、この審議会では、今回、新たに市町村から出てきました59ヶ所の眺望点の指定について、ご意見を頂戴しているというところでございます。小坂委員さんがおっしゃったとおり、その眺望点の指定についてのご意見をいただくということで、その後、実際に景観届が出てきて、その眺望点から見えた完成予想図のシミュレーションですとか、そういったものを個別具体的に審議する場ではございません。

2つ目のご質問につきまして、眺望点のその候補の基準について資料1-1の下のほうに書かせていただいておりますが、その眺望点の指定自体は、県の要領の中で、この四角で囲まれている「眺望点について」の(1)・(2)・(3)を満たすものだというので、ご覧いただいて分かるのとおり、非常に広く取れるような場所になっている、極端なことを申せば、どんな場所でも、ある意味、眺望点にはなり得ると考えています。

先ほど企画幹の塚本からの説明がありましたけれども、我々とする、眺望点を多く指定していきたいという思いもありましたので、その広い定義の中で、まず市町村の皆さんに、自分たちの地域として守りたいというのはもちろんありますが、それに加えて要領の定義を含めて、どういった候補地があるでしょうかというお話をさせていただきました。今日出てきた59ヶ所以外につきましても、我々景観係が市町村職員の方と共に約180ヶ所現地確認させていただいて、その中で59ヶ所出てきたというところでございます。

ですので、基準としてはそういった広い定義で捉えていて、その中で出してきたということなのですが、おそらく市町村のご担当者の方からすると、この場所から見た景色というのはやはり大事にしていきたいという部分は共通だということでございます。

(武山会長)

その点は私も確認させていただきたいのですが、59ヶ所を「信州ふるさとの見える丘」の眺望点と同レベルの眺望点として認定するのか、今回の59ヶ所は、あくまで太陽光発電等々の施設が出てきた対策として、一応、眺望点として扱って、コントロールに使いますよと。それと、例えば観光誘致みたいなものとは、少し別の動きとして考えますよという意味なのか、いかがでしょうか。

(事務局)

武山会長さんがおっしゃったとおり、今回のこの59ヶ所については眺望点という扱いなのですが、「信州ふるさとの見える丘」は63ヶ所のままで引き続ききれいな景色が見える場所ですよという形で観光的なPRをしていきますので、眺望点は122か所になりますが「信州ふるさとの見える丘」は63か所のままでということをご理解をいただければと思います。

(塚本都市・まちづくり課企画幹)

「信州ふるさとの見える丘」は、今回の眺望点よりもかなり認定の基準を細かく定めています。先ほど辻井委員からもご指摘があったように、「信州ふるさとの見える丘」は、まさに人がある程度滞在できるような、極端なことを言えば公園のようなところを指定しております。今回の眺望点については、そこから見えるところが公園のような場所ではなくても、地域の人たちにとって大事な景観が見える場所だということでは指定をしておりますので、「信州ふるさとの見える丘」とは性質の異なるものとして考えております。

(武山会長)

そうすると、冒頭の上原委員の質問にもつながっていくと思いますが、その辺のことを明確にしておかないと、コントロールする側もされる側もよく分からなくなるのではないかと思います。ですから、資料1-1の下に参考「眺望点について」ということがございますが、信州ふるさとの見える丘との違いも含めて、両者に対して分かりやすい説明をしていただきたらと思いました。

やはり眺望点からしっかり見えているところが一番重要だと思います。遠景・中景・近景とありますけど、約2キロから3キロぐらいというのが中景ぐらいになる、いわゆるキメが少し曖昧になってきて、それ以上になってくるとぼわっとぼけてきます。要するに、向こうの山はふわっと同じ1色に見えているけど、手前の山は樹木の色が何となく分るとか、そういうことかと思えます。

ですから、はるかに遠いものはよっぽど大きなタワーでも建たない限りは見えないわけですから、太陽光発電施設はほとんど認識できません。やはりある程度近い位置から見えてくるというのが今回のポイントだと思います。

もう一つは、町並みを歩いているようなレベルのものは、従来の景観計画であるとか、いろいろなそのルールの中で規制がかかってくると思います。ですから、従来のルールでは担保できないもの、先ほどから出ているように、お城の上に上がったとか、あるいは上から眺めたりとか、そういうものはそこにしっかりと眺望点についての施策を当てはめていきたいということでご説明いただいたらよいのかなと思いました。

ということではよろしいでしょうか。では、今後、これをベースに、追加するものがあるのもいいと思いますし、皆さんでご覧いただいてこれは信州ふるさとの見える丘にふさわしいということになったら、それをまた増やしていくというような形でお進めいただきたらと思います。

それでは、会議事項(3)「景観における支障事例について」を議題とします。
事務局から説明してください。

(3) 景観における支障事例について

(都市・まちづくり課 小口係長 資料2-1~2-2により説明)

(武山会長)

なかなか景観でコントロールするというのが難しいということが改めて確認されたように思いますが、その中でも何とか進めていきたいということで、意匠的な部分については判断基準が分かれるので、審議会のほうでご判断をいただくということが一つです。その際に、30日以内という制限がありますので、可能であればオンライン、あるいは書面でしたいということですが、いかがでしょうか。

(小坂委員)

その勧告を行うことに関しての判断を審議会で審議するということなのか、それとも勧告するにあたっての参考意見を審議会のメンバーからも募りたいという理解でよろしいのでしょうか。

(小口都市・まちづくり課景観係長)

基本的には勧告をしたいという前提で、先ほどご説明したような他の自治体の事例と同様に勧告理由という形で事務局案を考えます。その内容について審議会の皆様にお諮りさせていただいて、ご意見等又は勧告すること自体がいいのかどうかという可否も含めて、審議会の意見を聴取したいというのが趣旨でございます。

(武山会長)

景観法の手続きの流れに乗ってしまうと30日というリミットになってしまいます。問題のある方はなかなか難しいのかもしれませんが、事前協議のような形で、情報をつかんで事前に対応することは難しいですか。

(小口都市・まちづくり課景観係長)

先ほど県内事例ということで、資料2-1の②でお示ししている太陽光発電施設の場合には、事前の林地開発許可の段階である程度計画の内容がわかっておりますので、ある程度事前に情報を把握した上で30日以内、これは届出が出てからの30日になりますので、それ以前にある程度こういう方向で出したいということを事前の情報を得て作成させていただいて、速やかに審議会にお諮りすることは可能かと思えます。

ただ、実際問題、事前にどの段階で審議会にお諮りして判断していただくというのも委員の皆様にも判断がつかないところもあると思えますので、どの段階でできるかというのは今の段階では明言はできませんが、ある程度情報をつかんだところで勧告や変更命令が必要だという状況であれば、事前にできる範囲での情報提供はさせていただきたいと考えております。

(武山会長)

申請する側も意外と知らずにされるケースもありますので、何割かは未然に防ぐ可能性もあると思えます。ぜひ、庁内でも連絡をうまく情報交換していただいて、極力大ごとになる

前に芽は摘んでいったほうがいいと思います。

(高倉都市・まちづくり課長)

景観法の届出では、砂防法や河川法の許可を受けている行為は今まで対象外としていましたが、先ほどの事例のようなものを阻止したいということで考えておりますので、小口係長が申し上げた様々な手続きを踏まえた制度を運用すると、行為を行う方も時間がかかるとだんだんイライラしてこられるというのもあります。今まで勧告というものに一步踏み出たことがないのですが、その部分を厳格に出しながら、止められないかもしれないけれども届出者の公表も視野に入れながらできるだけ長野県は厳しいという姿勢を出していきたいと思っております。いずれにしても、情報が得られた中で、届出の手続きが進むことがはっきりしてくれば、またご相談させていただきますので、ぜひご協力いただきたいと思います。

(武山会長)

こういった開発行為をされる事業者や土地関係者は、ある程度動きが何か見えてきそうな気がします。もう事前にこの地域はだめだというチラシを配布する等次々と防衛策を取っていただいたらいかがかなと思います。

ほか、いかがでしょうか。この件、よろしいですか。

皆さんどうでしょう、ネットで会議等の可能性はありますか。もう意外と簡単にできますので、長野県内も広くて皆さんもなかなか大変だと思いますから、オンラインでできれば非常にスムーズに行くのではないのでしょうか。

(高倉都市・まちづくり課長)

本日も上原先生にオンラインでご参加いただいておりますが、長野県ではいわゆる法令の規定に基づく審議会は、オンラインではほとんどやってきませんでした。コロナ禍ということで職員も慣れてまいりましたので、ぜひ、ご協力いただけるようであれば、オンラインというやり方も、今後の審議会で検討させていただきます。

いずれにしても、遠くから皆さんにおいでいただいていることを踏まえ、事務局側として丁寧に対応をさせていただきますので、ぜひご提案させていただきましたオンライン会議等でやらせていただく方向でお願いをしたいと思います。

(武山会長)

よろしく申し上げます。

次に、会議事項(4)「県内の景観行政団体移行状況について」を議題といたします。
事務局から説明してください。

(4) 県内の景観行政団体移行状況について

(都市・まちづくり課 小口係長 資料3により説明)

(武山会長)

こういう状況であるということですね。資料を拝見しましたら、木曾町や南木曾町が予定をしているということですが、確か木曾広域連合がありましたよね。非常に積極的な活動をされていまして、おっしゃったように、市町村単独で厳しいところは広域での対応も可能と言うことで県のほうでご指導いただいたら、もう少し細かなところ、担当者が非常に難しいと考えるところをサポートできるのではないかと思いますので、またよろしくをお願いします。

次に、会議事項(5)「松本市の中核市移行に伴う屋外広告物条例改正について」を議題といたします。

事務局から説明してください。

(5) 松本市の中核市移行に伴う屋外広告物条例改正について

(都市・まちづくり課 小平主査 資料4により説明)

(武山会長)

ただいま事務局から説明のありました事項につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

特になしということよろしいでしょうか。

次に、会議事項(6)「その他」を議題といたします。

委員の皆様から何かありますでしょうか。

特になしということよろしいでしょうか。

会議最後となりますが、「長野県における景観づくり」について意見交換ということで、せっかく皆さんお集まりいただいていますので、平素思っておられる景観に対する忌憚のないご意見を伺えればと思います。

少しだけ視点を皆さんにご披露しますと、景観について3段階あると考えていて、まず規制的なことで、悪いものの排除、課題解決というところがあるかと思っています。その次の段階として、質の向上、もう少しブラッシュアップしましょうというところで、景観についても誘導、表彰、あるいはデザインの審査等が誘導施策として行われております。3つ目として、さらに一歩進んで価値の創造といいますか、長野県も大変すばらしい景観がありますので、そういったものをうまく活用して、新たな魅力づけをしていきたいと思いますという動きもあってよいのではないかなということでございます。

景観資源と、例えば文化資源を足したときにどんなことがあり得るかとか、あるいは産業支援と足したらどうなるか。実は、富山県は産業観光を結構頑張っていてやっています、それ

によって来県者も増えますし、それからやはり買っていただけるので経済が回っていくというところもあります。それを通して、地域の景観あるいは文化について改めて考えるということもありますので、そのようなことも含めてこれからいろいろ関心を高めていただけたらと思います。

では、順番にご意見をいただきたいと思います。

(辻井委員)

先ほどの道路の話なのですが、今の先生のお話にもありましたように、ぜひ今回、その眺望点として挙げた道路の1地点の魅力を発見したということで、その場所に視点場をつくって市町村の魅力をアピールしていくということにつながる助成をしていただくとか、規制をするばかりでなくて少しブラッシュアップして行って、ますますそういった場所の魅力を発見という方向につながってくると大変ありがたいと思っております。

(丸山委員)

意見交換ということなので結論はつかない話なのですが、景観は非常に難しいと思っていて、私も建築をやっているので、ゼロカーボンの建物を建てなければいけないとか、ソーラーパネルをどうしようとか、あるいはメガソーラーに関しても、原子力が止まっているのでそういうものに頼らなければいけないというバランスをどう取っていいのかというのは、非常に日々悩むところです。

例えば田園風景、山村風景を重視したときに、長野県スタイルといいますか、ソーラーパネルの設置の方法の考え方とかをよそから来たその産業の人たちが提案するのではなくて、啓蒙活動として住民の方に分かりやすく、県内の人たちがこう考えるといいという指針のようなものができればいいなと思います。問題が起きると常に専門家の人に頼るということではなくて、一般住民の方がそういうものに興味を持って、信州らしい景観の考え方、こうやるといい方向に行くのではないかという道しるべのようなものが県のほうでできれば一番ありがたいと思っております。

(宮坂委員)

諏訪では以前から問題になっていた霧ヶ峰のメガソーラーの件があったのですが、住民で立ち上がった人たちの運動で中止になりました。なので、やはりそこに住まれる方たちと協働していくということが非常に大切だということと、仮にメガソーラーをつくるにしても、地域の特性に配慮した独自のつくり方で、経済活動にも景観にも配慮された形であれば中止する方向でなくてもよかったと思うので、そういうことを考える必要があると思っております。

眺望点等をつくっていくことも大切なのですが、今度はそれにまつわって動かなければならない人たちも多く出てきます。私も建築の仕事をする中で届出を出す側に回ったときには結構大変だなと思います。そういった現状がもっと明確になって、つくった本来の目的が達成されるような形で景観に付加価値がついて、その住民と地域に、いろいろなところにアピールできる、価値が上がるような動きをするということの啓蒙ができるような動きを、県のほうでも指導していただけるとありがたいと思っております。

(山口委員)

眺望点の話に興味深く拝聴していましたが、眺望点とはその地域にとって重要な景観資源を眺望できる場所、つまり守りたい風景だと思います。しかし、今日の資料を拝見していると、そうやってピックアップされてきた風景でも、電線や電柱、あるいは高層ビルや工場といった既にあるもので気になる構造物が見てとれるということが大変気にかかったところでした。一方で、先ほど高倉課長から白馬駅前電線地中化のお話があり、同時並行で進められているというお話がとてもすてきなと思いました。今回のこういった眺望点のような取組が一つのきっかけになって、より愛着の湧く景観とは何かということを考えるきっかけになるととてもいいと感じました。

それから、今ほどの武山会長のお話の「3つ目の価値の創造」に関連して、今、仕事で新県立美術館の広報のお手伝いをさせていただいてまして、その関係で工事現場も何度かお邪魔しているのですが、屋上に上がったときの見え方が本当にこれまでとは全然違います。善光寺さんが見えるのは一つの売りだと思えますが、もう一つ東側にある健御名方（たてみなかた）の神社がとてもよく見えていて、地域というか風土のようなものがこれまでとはまったく違う雰囲気浮かび上がるような感覚がありました。建物が一つ変わるだけでこんなに印象が変わるのかということ強く感じました。美術館自体は美術を伝える場所ではありますが、長野らしい風景を伝える場所にもなっていくといいのかなということをお話を伺って感じました。

(赤羽委員)

松本市からの依頼で、建築士会として眺望点の調査をさせていただいています。ちょうど景観計画をここで見直すということで始まっていると思うのですが、今まではこの辺がいいよという情報だけであったのが、実際自分でその場所に行ってみて見ると、やはり全然違います。山並みもそうですが松本市内も見ると観点がやっぱり違ってきて、自分でやってみるとことはすごいことだと実際やってみて本当に思っています。

松本もいいところが数多くあって、先ほども松本城のこともおっしゃっていただいたのですが、松本城から見る山並みは本当に素晴らしいです。皆さん行って松本城はすごいと感じるのですが、やはりお天気のいいときに北アルプスを見ていただくと、もう全然違いますので、やっぱり行ってそこで実感するというのはすごいことだと思っております。

(大森委員)

私は、ボランティアで観光案内をしています。一番景色のいいところはどこかお客様に聞かれると、実はイオンモールの駐車場って言うところがあります。なぜかという、山にダイレクトに視点が行くというのはありますが、電線が見えないからというのが一つあります。松本はこれから中核都市に向かって動いているところで、武山先生はよくご存じだと思いますが、その見え方や見せ方に関して大変まちを揺るがしている状態で、それが何につながっていくかということ、やはりそこに暮らす人たちの経済につながっていくところがあるので、先ほど武山先生がおっしゃいました、景観と何かを足したときに、そこに経

済が生まれるということは非常に大切なことだなど。ですので、イオンモールはこれからも混んでしまうのかなと思ったりもしています。

ここから先、本当に国際観光都市ということを目指していくのであれば、景観についてきちんと考えなければいけないというところを、建築家の皆さんのお話も聞きつつ自分ができていることを少し振り返る非常に貴重な時間でした。

(小坂委員)

屋外広告と塗装の業界を代表して来ており、若干業界の報告的な内容になってしまうのですが、特に屋外広告の県業界として一番問題にしているのは、看板の落下事故や安全点検のことです。最近、ゲリラ豪雨など気象が結構激しくなっているものですから、やはり全国的にもそういった事例が発生していることが多くて、県としても自治体や国の中でも先駆けて、全国的にも先端を行って安全管理に対する意識を持っていこうということで、いち早く講習を3年程前に県で開いたという経緯もありました。そんなことで、今一番力を入れているのは安全のことです。

こういう審議会になりますと、やはり新設されるものの行為に関しての審議、議論が中心になってくると思いますが、老朽化した屋外広告物に関しては、安全もそうですが当然景観も損ねているという側面が相当あります。業界としてももっと力を入れて、安全とあるいは景観という両方の側面からも、老朽化したもの、あるいは所有者が誰か分からないようなものなどいろいろ問題がありますが、少なくともその看板を設置されているオーナーさんに対して、点検あるいは更新というものを、もっと業界としても啓蒙してお願いをしていくということで、違った面からも景観を守っていく必要があるかなというふうに思っております。特に市街地の大型のもの、あるいは幹線道路のところそういったものが割とありますので、そういった部分でも老朽化した看板ができるだけ本当に少ない県となるように、業界を挙げて頑張っていこうということでやっております。

(武山会長)

安全はとにかく第一ですが、先ほどの道路の太陽光パネルでもまぶしい場合があります。だからそのドライバーにとって、その道路上でまず安全を確保するという視点は絶対に必要だと思えます。

少しコメントを挟んでいきますと、辻井さんから移動する視点場の話がありましたが、これは景観の専門用語の中にもシークエンス景観というのがありまして、そういうものに対応した景観づくりをしていく必要があるということは既に述べられていますので、ぜひ将来的にはそういったことにも触れていただきたいと思えます。

小坂委員がお話された広告物に関して、白馬のほうに道案内が数多くありまして、とても重宝するのですが、実はそこにコカ・コーラの小さい広告がついていてその投資で整備されているようです。長野オリンピックの時につくられて老朽化しかけていたのですが、先般盤面が入れ替えられてまたコーラの広告がついております。広告をうまくつけて公共のサインを整備するというのは、日本は少ないですが諸外国では結構多いです。フランスは交通標識や信号機も全部民間資本で設置していますから、経済が非常に難しいところなので、そうい

うこともあり得る話かなと思っておりました。

それから松本のイオンですが、私もクラフトフェアに行って時間が余ったときにあちらに行って、ベンチがきちんとありますのでそこから眺めております。

それから白馬のロータリーの件もありましたけど、やはりきちんと事例を説明する必要があると思います。途中でも申し上げたとおり、まちなかについては従来の景観の様々な施策の中である程度コントロールできる部分があると思うので、あの1件だけ少し違和感があります。だから説明を十分するか、とりあえずいったん置いておいてまずは自然景観の中の太陽光パネルに関わりの部分から始められるか、そのように分かりやすい形にさせていただくとよいと思いました。

それから太陽光パネルをコントロールする方法の一つとして、活用するという視点では、建物でも建築面積を取るために緑化を推進することで面積が緩和される措置がありますけれども、緑や花を設置するというのが一つあると思いますし、せっかくつくったデッキの真っ暗なところにはきちんと街路灯をつけるなど、社会貢献のために使われているというものは設置する側も非常に胸を張って設置できます。景観に配慮して肩身狭くつくるのではなくて、やはり堂々とつけていただくほうがいいと思いますので、そういう中で景観に対する配慮もご検討いただいたらと思います。

そんなところでしょうか。出た意見の中で、何か追加でご発言がありましたらどうぞ。

(高倉都市・まちづくり課長)

委員の皆様から多くのご意見をいただきまして、ありがとうございます。白馬の話は、長野市内の中央通りもそうですが、この50年でビルが増えてまいりましてこれから施設をリノベーションするのか、建て替えるのか、再開発をやるのかという時期に来ております。白馬のロータリーもしっかりした建物が2棟、視野に入っていますが、このあたりが建て替わってくるときに眺望点という意識がしっかりあると、そこから見た風景、山並みを阻害している、稜線を切るようなものはやはりふさわしくないと思っていただけるように、眺望点の指定を進めております。

また、松本の市内につきましてはお城が象徴的ですが、その周辺をどうするかということで、道路を含めてお堀の整備をやっております。景観というのは誰もが悪くなることは望んでいませんので、市民の皆様たちに近寄っていただくためには、景観は非常に関心を持っていただける方法で、都市計画法はちょっとこわもてに見えるので、そういう中で、こういう眺望点を通じて、我々や市町村からのメッセージも出させていきたいと考えております。

また、太陽光発電施設につきましては、おっしゃるとおりで、私どもでコントロールできればいいのですが、なかなか難しいところがあります。ただ、地域のエネルギーとして考えていらっしゃる業者の方も多くいらっしゃいますので、そういう人たちとは協働型でどういうものがあるのかということ、一緒に考えていけるのではないかと思います。

会長さんからお話いただきました木曽路も全体で守ればいいのですが、自分のところは今のところ何ともないからいいよという話はあって、行為が起これない切羽詰まってこないということがあります。長野県は景観条例を最初に全域にかけて進めてきましたので、今後の展開で広域的な行政界をどのように守っていくかについて考えていきたいと思っております。

で、よろしく申し上げます。

(武山会長)

そのほか、ご発言ありますか、よろしいですか。では、本日の景観審議会、いろいろご意見いただきまして、ありがとうございました。

(高倉都市・まちづくり課長)

委員の皆様には、長時間にわたり、活発なご協議をいただきありがとうございました。

あらためて、武山会長はじめ、委員の皆様にご礼を申し上げるとともに、皆様からいただいた貴重な意見を、本県の景観育成の推進に活かしてまいりたい決意を申し上げまして、御礼の言葉といたします。

(塚本都市・まちづくり課企画幹)

以上を持ちまして審議会を閉会といたします。

本日は、誠にありがとうございました。

(終)

議事録署名人
